

(ご参考資料)

下記のとおり、現状の制度の概要をまとめましたのでご参考ください。なお、制度のすべての情報を記載しているわけではありませんのでご留意ください。内容については税務専門家へご相談ください。

寄付金に対する税制上の優遇措置

法人の場合

法人からの暁星学園への寄付金は法人税法に基づき当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入には「**受配者指定寄付金**」と「**特定公益増進法人に対する寄付金**」の2種類があります。

* 「受配者指定寄付金」制度は、日本私立学校振興・共済事業団（以下、事業団）が私立学校の教育研究の発展に寄与するために寄付者(企業等)からの寄付金を受け入れ、是を寄付者が指定した学校法人へ配付するものです。

制度の種類	受配者指定寄付金	特定公益増進法人に対する寄付金
損金算入限度額	寄付金の全額	(A資本基準額+B所得基準額)×1/2
手続き方法	事業団を通じて	学校法人へ直接

A 資本基準額=資本金額(期末資本金額+期末資本積立額)×事業年度月額÷12ヶ月×0.375%

B 所得基準額=当期所得金額×6.25%

寄付者が法人の場合、寄付金の全額を損金算入することができる「受配者指定寄付金」の制度を利用したほうが、「特定公益増進法人に対する寄付金」よりも減税効果が大きくなります。

【受配者指定寄付金】

優遇措置を受ける際は事業団宛に申し込み手続きが必要ですが、諸手続きは本学園で行います。

損金算入手続きには、事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。「寄付金受領書」は、本学園を經由して寄付者にお送りします。

参考：事業団HP http://www.shigaku.go.jp/s_kihu.htm

【特定公益増進法人に対する寄付金】

「特定公益法人に対する寄付金」として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。

損金算入手続きには、本学園が発行する「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」が必要となります。

参考：国税庁HP <http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>

寄付金控除に必要な「寄付金受領書」及び各「証明書(写)」は、本学園に寄付が入金され次第お送りいたします。

【お問い合わせ先】 暁星学園 125周年記念準備室 電話 03-3221-1017